



中国会計税務実務

2020年第8号

今回のテーマ：本税とその延滞税に関する「配合」納付義務の撤廃について

※「配合」納付義務とは、滞納している本税とその延滞税につき、納付の際に本税のみに先に充当することは出来ないことを指す。

税金の徴収方法を更に最適化し、税務環境及びビジネス環境を改善するとともに、企業の更なる発展と成長を支援するため、税務総局は「税收徴収管理に関する事項の公告」(国税発 2019 年第 48 号。以下「公告」と呼称する。)を発表した。今回の「公告」では主に、本税と延滞税に関する「配合」納付義務の撤廃、臨時税務登記義務、非正常納税者の認定と解除プロセスの最適化、企業の破産・清算手続における基本的な税收徴収管理に関する事項等を明確にしている。その中でも特に、本税と延滞税の納付に関して、新旧規定を比較しながら説明する。

主な内容：

例：A 社は本税 200 万元と延滞税 40 万元を納付していない会社である。今回 120 万元を調達し納付することとなった。

	従来の規定			新規定 (2020年3月1日から施行)		
	本税	延滞金	備考	本税	延滞金	備考
未納額	200	40		200	40	
納付額	100	20	“配合” 要求に 基づく 配分	120	0	本税と延滞税を同時に納付することは要求されず、先に本税に充当し、その後延滞税を納付することができる。
未納額	100	20		80	40	
今後納付すべき額	100	$20 + (200 - 100) \times 0.5\% \times$ 延滞日数		80	$40 + (200 - 120) \times 0.5\% \times$ 延滞日数	

お見逃しなく：

- 《未納税金計算管理暫定弁法》第十六条によれば、各税務機関は滞納税金、過年度の滞納税金及び当年度の新規滞納税金を徴収する際、本税と延滞税を同時に徴収しなければならない、とされていた。すなわち本税のみを徴収したり、或いは延滞税のみを徴収したりするなど、本税或いは延滞税のどちらか一方を徴収しないことはできないものとされていた(国税発行[2000]193号)。当該規定は、2020年3月1日より撤廃されることとなる。
- この度発表された公告により、納税者、源泉徴収義務者、納税担保者から未納税金を徴収する際は、まず本税のみに充当し、その後延滞税を徴収することができるものとされている(国家税務総局公告 2019 年第 48 号)。当該規定は、2020年3月1日より実施される。
- また税金を滞納している非正常納税者については、従前と同様、税收徴収管理法及びその実施細則の規定に基づき、本税と延滞税を追加徴収することとなる。

以上



致同 (GT 中国) は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ: Japan@cn.gt.com

